

独立行政法人教職員支援機構地域センター事業 審査要領

令和 5 年 8 月 2 8 日

独立行政法人教職員支援機構

改正 令和 7 年 1 0 月 2 9 日

独立行政法人教職員支援機構地域センター事業に係る審査については、本審査要領に従って行う。

1 概要

審査の客観性、公正性、透明性を担保するため、「独立行政法人教職員支援機構地域センター事業審査委員会」（以下、審査委員会という。）による審査を行う。

2 審査方針

審査にあたっては、以下のとおり行う。

審査は、審査委員会の審査委員（以下、委員という。）によって行う。

（1）評価方法

提出された申請書について（2）で定める評価項目及び評価基準に基づき、評価を行う。その際、申請内容について申請者へのヒアリング等を必要に応じて実施する。なお、評価についてはヒアリング等の結果およびヒアリング等を通じて修正された申請内容をもとに行う。

（2）評価項目

（ア）本事業の趣旨・目的を的確に理解したうえで、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。

（イ）地域センターにおける新たな教職員研修等に関する方針や内容が具体的に示され、「研修観の転換」や「学び合いのコミュニティ形成」等の目標達成に向けた展望展開が期待できること。

（ウ）事業遂行に必要な経費の使途および金額が妥当であり、予算の適切な執行が見込まれること。

（エ）事業実施に必要な人員・組織体制、業務管理を体制等が適切に整備されていること。

（オ）本事業を効果的に実施するため、外部等と連携した実施体制が示されていること。

(評価シート例)

評価項目	点 数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普 通	やや劣っている	劣っている
(ア)	5	5	4	3	2	1
(イ)	5	5	4	3	2	1
(ウ)	5	5	4	3	2	1
(エ)	5	5	4	3	2	1
(オ)	5	5	4	3	2	1

※25 点満点

(3) 採択案件の決定方法

審査委員会は、(1) による評価結果を独立行政法人教職員支援機構（以下、機構という。）に報告する。機構は、本事業の予算の範囲内で、審査委員会評価項目の合計得点の高い順に委託先を決定する。採択件数は機構の決定による。

3 その他

(1) 開示・非開示

- ・ 審査委員会の審議内容の取扱い

審査委員会の審査及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則として非公開とする。

- ・ 審査結果

審査結果は、機構のウェブサイトへの掲載等により公表することとする。

(2) 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請に係る個別の審査には参加しないものとする。

(利害関係者として見なされる場合の例)

- ・ 委員が所属している法人等団体からの申請
- ・ 委員が外部委員等となっている法人等団体からの申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請。